

フランスにおける私的複製に対する報酬制度の動向

弁護士 井奈波 朋子

はじめに

ヨーロッパ各国では、私的録音録画補償金制度を巡って、紛争が頻発し混迷を極めていくが、フランスもその例外ではない。フランスは、現在、やや落ち着きを取り戻し、制度の存続自体に疑義はなくなりつつある。熾烈な紛争を経て、このような結論に至った経緯には興味深いところがあり、フランスにおける「私的複製に対する報酬制度」の概要と、これまでの紛争の経緯から、フランスの思想を検討したい。

1 私的複製に対する報酬制度の変遷

我が国の私的録音録画補償金制度と同様の制度は、知的財産法典第3編第1章第1節「私的複製に対する報酬 (rémunération pour copie privée)」に規定されている(条文では、311-1条～311-8条)。

フランスでは、私的複製報酬委員会 (commission pour la rémunération de la copie privée)¹が、委員会決定により私的複製に対する報酬の対象となる記録媒体および報酬額を定めている(知的財産法典 311-5条)。したがって、知的財産法典には、どのような媒体が課金の対象となるかを具体的に定める規定はない。

(1) 立法および改正経緯

私的複製に対する報酬制度は、1985年7月3日法により導入された(31～37条)²。導入の背景には次のような事情があった。著作物の複製は、著作者の複製に対する独占権に抵触する。そのため、法に定める例外の範囲でしか適法な複製と認められない。ところで、法は、私的「複製」について定めているだけであって、実は、私的「録音・録画」には言及していない。そこで、私的録音・録画を適法と考えるには、「私的複製」を、私的録音・録画に拡張して解釈するしか方策はない。しかし、例外規定は、厳格に解釈されるのが原則であるから、このような拡張解釈は認められない。そのため、フランスでは、私的録音・録画については、私的複製の例外として適法であると考えことはできず、著作者の複製権が及ぶと理解された。

しかし、私的録音・録画を行うにつき、事前に著作者の許諾を得て著作権料を支払うのは、かえって費用のほうが高くつく。かといって、安価な媒体を入手して行われる私的録音・録画が普及するなか、これに対し寛大な態度をとるわけにもいかない。そこで、

¹

<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privee>

² <http://www.senat.fr/dossier-legislatif/a83842169.html>

Rapport n° 2235 de M. Alain RICHARD

立法者は、音声・映像の私的複製を著作権者の排他的権利に服させるのではなく、特例として法定許諾の手法を採用し、私的録音・録画による複製は自由とするが、報酬を徴収することによって、解決を図ることとした³。つまり、もともと合法である私的複製を法定許諾に変容させたのではなく、違法性を回避するための法定許諾である。ベルヌ条約との関係においても、私的複製が 3 step test の要件を満たさないときは、私的複製に対する報酬請求権を認めても構わない。そこで、私的複製に対する報酬制度は、ベルヌ条約 9 条にも合致する。

その後、1992 年 7 月 1 日法 92-597 号⁴による法典化により、私的複製に対する報酬は、知的財産法典 311-1 条～311-8 条に規定された。

立法当初、私的複製に対する報酬の適用範囲は、カセットテープ・ビデオテープといったアナログ形式の記録媒体だけであったが、2001 年 7 月 17 日法 2001-624 号⁵は、適用範囲をデジタル記録媒体にも拡張した (311-1 条 2 項)。アナログとデジタルを区別する理由がないので、デジタル媒体への制度の拡張は必然的であった。

その後、情報社会指令を国内法化する 2006 年 8 月 1 日法 2006-961 号⁶は、技術的保護手段の保護に関する規定を創設したが、これに伴い、私的複製に対する報酬は、技術的保護手段の導入を考慮する趣旨で改正された。

私的複製に対する報酬に関する 2011 年 12 月 20 日法 2011-1898 号⁷は、それまでのフランス国務院の判例およびヨーロッパ司法裁判所の判例と法律との整合性を確保するための改正である。つまり、業務目的で企業が記録媒体を購入しても、私的複製に対する報酬制度に服さないこと、また、私的複製の例外といえるためには、適法な複製元からの複製であることを明示的に規定した。加えて、消費者向けの説明に関する規定を新設した (311-4-1 条)。すなわち、報酬の額や目的等は、記録媒体を販売におく際に、取得者に知らされるようにすべきことが定められた。義務違反に対しては、行政罰として最高 3,000 ユーロの罰金が科せられる (同条 2 項)。これに伴い、私的複製のための報酬制度における記録媒体の取得者の情報に関する 2013 年 12 月 10 日デクレ⁸ (2014 年 4 月 1 日施行) は、知的財産法典の規則の部を改正し、各記録媒体の売買代金から徴収される私的複製に対する報酬金額などの情報を売り場に掲示するなどして、取得者に知らせなければならないことを定めた。

³ André Françon « Cours de propriété littéraire, artistique et industrielle » Litec

⁴ Loi n° 92-597 du 1er juillet 1992 relative au code de la propriété intellectuelle

⁵ Loi n° 2001-624 du 17 juillet 2001 portant diverses dispositions d'ordre social, éducatif et culturel

⁶ Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information

⁷ Loi n° 2011-1898 du 20 décembre 2011 relative à la rémunération pour copie privée

⁸ Décret n° 2013-1141 du 10 décembre 2013 relatif à l'information des acquéreurs de supports d'enregistrement soumis à la rémunération pour copie privée

(2) 委員会決定の変遷

立法当初は、アナログの録音録画媒体であるカセットテープとビデオテープが課金の対象であった（1986年6月30日決定⁹）。

その後、私的複製報酬委員会が創設され、同委員会が課金対象となる媒体と報酬額を決定することとなった（311-5条）。これまでに同委員会が下した決定は、決定1号から決定15号まで存在する。ただし、後述のとおり、その有効性について問題が提起され、以下の7号～11号および13号は、国務院（Conseil d'Etat）により無効と宣言された。現在、ようやく、委員会決定の有効性が確認されるに至り、課金に疑義がない状態となった。委員会決定は、次のように課金対象を拡張していった。

2001年1月4日委員会決定1号は、2001年法により私的複製のための報酬制度の対象がデジタル媒体に拡張されたことに伴い、音楽CD-RやビデオDVD-Rなど、デジタルの録音録画媒体を課金の対象とし、その報酬額を定めた。

2001年12月6日委員会決定2号は、報酬額の表記をフラン建てからユーロ建てに改定した。

2002年7月4日委員会決定3号は、TV、ビデオレコーダー、デコーダー内蔵ハードディスク（以下「HD」）および携帯型または据置型音楽再生機器内蔵HDを課金の対象とし、その報酬額を定めた。

2003年6月10日委員会決定4号は、フロッピーディスクを課金の対象とし、その報酬額を定めた。

2005年6月6日委員会決定5号は、DVD-R、DVD-RW等に関する報酬額を改定した。

2005年11月22日委員会決定6号は、携帯型または据置型音楽再生機器内蔵HDなどに適用される報酬額を改定した。

2006年7月20日委員会決定7号は、DVD-R、DVD-RW等に関する報酬額を再度改定するとともに、TV、ビデオレコーダー、デコーダー内蔵メモリも課金対象とし、かつ、マルチメディア機器に対する課金を定めた。

2007年7月9日委員会決定8号は、DVD-R、DVD-RW等に関する報酬額を再度改定するとともに、汎用USB、汎用メモリーカード、外付けHDを課金の対象とし、その報酬額を定めた。

2007年12月11日委員会決定9号は、外付けHDに対する報酬額を改定した。

2008年2月27日委員会決定10号は、音楽・ビデオを再生可能にする携帯電話内蔵メモリを課金対象とし、その報酬額を定めた。

2008年12月17日委員会決定11号は、無効とされた7号を受け、これまでの決定を修正したものであるが、これも、後日、国務院により無効とされた。

⁹ Décision du 30 juin 1986 de la commission prévue à l'article 34 de la loi du 1986 relative aux droits d'auteur et aux droits des artistes-interprètes, des producteurs de phonogrammes et vidéogrammes, et des entreprises de communication audiovisuelle

2010年9月20日委員会決定12号は、NASなどの外付け記録媒体に対する報酬額を定めた。

2011年1月12日委員会決定13号は、タブレット端末やカーナビ内蔵の記録媒体に対する報酬額を定めた。

2012年2月9日委員会決定14号は、委員会決定13号に無効の疑いが生じたことから、再度、タブレット端末に対する報酬を導入するものであり、2012年12月14日委員会決定15号は、無効となった同11号を受け、後述のとおり、2011年法が定めた経過措置による委員会決定11号の失効前に、ほぼ全ての媒体について報酬を見直したものである。委員会決定14号・15号は、国務院により、有効と判断された。

2 現行の私的複製に対する報酬制度の概要

知的財産法典311-1条1項は、レコードまたはビデオグラムに固定される著作物の著作者および実演家ならびにこれらのレコードまたはビデオグラムの製作者に、私的複製の例外規定に定める条件で、適法な複製元から行われた著作物の複製について報酬請求権を有することを定め、権利者に、排他権ではなく、報酬請求権を与えるという原則を示す。

(1) 私的複製に対する報酬の法的性質

私的複製の対価として支払われる金員の法的性質について、報酬ないしロイヤリティか、補償かという議論がある。

フランスでは、適法な私的複製に対する「報酬」(rémunération)という用語が用いられている。私的複製の対価として支払われる金員は、事前に著作権者等の許諾をとることなく、著作物を利用できるようにするための対価であり、その許諾は法定許諾と捉えられているので、報酬ないしロイヤリティ(redevance)と捉える方が親和的である。これに対し、情報社会指令5条2項(b)は、構成国が、私的複製の例外または制限を定める権能を有することを定めるが、権利者が「公正な補償」(compensation équitale)を受領することを条件とする。つまり、構成国は、私的複製の例外を国内法に導入することは自由であるが、導入した場合には、「公正な補償」を制度化することが求められる。ただし、報酬か補償かという議論に実益はないと考えられる。フランスにおいても、補償という用語と報酬という用語が混在して用いられる場合が多々見受けられる。

なお、課金が税金かどうかという議論もあるが、国などが徴収して国庫に納めるものではないため、フランスでは税金の性質は否定されている(国務院2004年2月6日判決)。

(2) 報酬の対象となる記録媒体および報酬額

立法当初、課金の対象となったのは、私的複製のために用いられる未使用のカセットテープおよびビデオテープであり、アナログ形式の媒体のみが徴収の対象であった(1986年6月30日決定)。2001年改正により、デジタル形式の媒体も課金の対象にされるよう

になった(311-1条2項)。2001年法以後、私的複製報酬委員会の決定により、報酬の対象となる記録媒体と報酬額の詳細が定められている(311-5条1項)。

委員会決定1号は、デジタル形式の媒体に関する課金対象についての一般規定を、次のように定める。「すべてのデジタル記録媒体で、レコードまたはビデオグラムに固定された著作物の私的使用に対する複製のために用いることができるものであり、フォーマットや表示、取り外しができるものか発売されたあらゆるタイプの機器に組み込まれたものか、1回限りの記録しかできないものか書き換え可能なものか、著作物のコピーに向けたものかそれ以外の使用、つまり、音、イメージ、他のデータにも向けられたものかを問わない」(1条)。なお、アナログ・デジタルを問わず、録音・録画「機器」は対象外であり、録音・録画「媒体」に課金される。

課金方法は、一括払い方式により算定される(311-3条)。報酬額は、媒体のタイプおよび媒体が可能とする記録時間または記録容量に応じて決定される(311-4条2項)。記録容量に応じた報酬の決定は、2011年法により追加された。また、報酬額は各タイプの媒体の用途に応じて決定される。この用途は、調査に基づき評価される(311-4条3項)。

現時点で運用されている報酬の対象となる記録媒体および報酬額は、前頁(ここでは以下)の表のとおりである(報酬額の欄に例とある箇所は、段階的に報酬額が設定されているため、例として掲げた)。¹⁰

アナログ媒体	
カセットテープ	100時間につき 28.51€
ビデオテープ	100時間につき 42.82€
(決定1号、2号)	
デジタル媒体	
ミニディスク	100時間につき 45.73€
オーディオ CD-R/CD-RW	〃
ビデオ DVD-R/DVD-RW	100時間につき 125.77€
DVHS	〃
オーディオ用外付けメモリ	100メガにつき 1.05€
(決定1号、2号)	
フロッピーディスク	1.44メガにつき 0.015€
(決定4号)	
データ CD-R/CD-RW	700メガにつき 0.35€

¹⁰ 私的複製報酬委員会および CopieFrance の HP を参考に作成。詳細は、以下の HP を参照していただきたい。

http://www.copiefrance.fr/files/declaration_tarif/Tariffs_ENG_2015.pdf (英語版)

<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privee/Questions-pratiques/Les-montants-de-la-Remuneration-pour-Copie-Privee>

データ DVD-Ram/DVD-R/DVD-RW	4.7 ギガにつき 0.90€
TV、ビデオレコーダー、デコーダー内蔵メモリ／HD	例：8 ギガまで 6.30€
携帯型または据置型音楽再生機器内蔵メモリ／HD	例：4 ギガまで 1.50€
USB	例：2 ギガまで 0.20€
メモリーカード	例：2 ギガまで 0.09€
外付け HD	例：120 ギガまで 8.40€
いわゆるマルチメディア機器	例：8 ギガまで 6.30€
音楽・ビデオを再生可能な携帯電話内蔵メモリ／HD	例：8 ギガまで 0.700€/ギガ
GPS やカーオーディオ内蔵のオーディオ用メモリ／HD	例：1.25€/ギガ
タブレット端末内蔵メモリ／HD	例：8 ギガまで 0.80€/ギガ
(決定 15 号)	

(3) 支払義務者と徴収方法

支払義務者は、主に、著作物の私的複製のために使用することができる記録媒体の製造業者、輸入業者等である(311-4 条 1 項)。当然、媒体の販売価格に報酬分が反映され、消費者に転嫁されることになる。

私的複製に対する報酬は、複製される作品を正確に知り得ないことにより、直接的に権利者を名宛人とし得ないので、集中管理が不可避と考えられた。私的複製に対する報酬は、集中管理団体が徴収し(311-6 条)、Copie France¹¹がその役割を担う。かつては、音に関しては Sorecop が、映像に関しては Copie France が管理していたが、Copie France が前者を吸収し、現在は Copie France が私的複製に対する報酬の唯一の管理団体となっている。

(4) 権利者に対する報酬の分配

集中管理団体は、私的複製報酬委員会が定める報酬を、製造業者等から徴収し、私的複製に対する報酬として権利者団体に分配する。

報酬請求権は、レコード・ビデオグラム上に固定された作品の著作者および実演家ならびにレコード・ビデオグラムの製作者に認められる(311-1 条 1 項)。さらに、レコード・ビデオグラムだけでなく、全ての媒体に固定された著作物の著作者および出版者についても報酬請求権が認められる(311-1 条 2 項)。したがって、法律上、レコード・ビデオグラム上に固定された作品の著作者以外の一般の著作物の著作者にも報酬請求権がある。実際に、Copie France は、文書や美術の著作者団体のために報酬を受領している¹²。しかし、その金額は、レコードやビデオグラムに固定された著作物に関するものに比べ

¹¹ <http://www.copiefrance.fr/fr/>

¹² <http://www.copiefrance.fr/fr/copie-france/les-societes-membres>

ると些少である。¹³

Copie France が、これらの媒体をフランスで上市する製造者・輸入者等から徴収した報酬は、レコードの私的複製に対する報酬については、2 分の 1 を著作者、4 分の 1 ずつを実演家と製作者に分配され、映像の私的複製に対する報酬については、著作者、実演家、製作者に 3 分の 1 ずつ等分で分配され、文書や美術の私的複製に対する報酬については、著作者、出版者に 2 分の 1 ずつ分配される (311-7 条)。

ただし、集中管理団体は、受領した報酬のうち 25% を、アーティストの育成などの芸術振興活動のために用いている (321-9 条)。したがって、権利者団体に分配される私的複製に対する報酬は、Copie France が受領した報酬の 75% である。Copie France によれば、2010 年、2011 年には、それぞれ 5000 万ユーロが芸術振興活動のために支出されている。

(5) 技術的保護手段との関係

2006 年法は、技術的保護手段の法的保護を導入した。技術的保護手段を導入したとの関係で、報酬額は、技術的保護手段の使用の程度と私的複製の例外となる使用に対する影響を考慮して定められる (311-4 条 5 項)。

(6) 私的複製の例外との関係

311-1 条が規定するとおり、私的複製の例外規定に定める条件で行われる著作物の複製に対する報酬請求権なので、違法な複製元から行われる複製は報酬の対象ではない。従前は、当然のこととして明記されていなかったが、2011 年法により明記された。

また、私的複製の例外の範囲に業務上の使用は入らないため、業務目的で使用される媒体については、私的複製に対する報酬の対象にはならない。しかし、実際に、媒体を入手する者が、業務目的で使用するかどうかは不明である。しかも、媒体自体、私的複製、業務上の複製の双方に用いられるものが多い。後述のとおり国務院は、委員会決定が、媒体が業務目的で使用されるかどうかを区別せず、私的複製に対する報酬の対象としていると指摘し、無効と判断した。そのため、2011 年法は、この問題に対処すべく、311-8 条に新たに II、III を追加した。

まず、311-8 条 II は、次のように定める。「特に業務目的で取得された記録媒体で、その使用条件が、私的複製目的での使用を推定させないものもまた、私的複製に対する報酬を負担しない」。これは、業務目的で取得され使用される媒体が、私的複製に対する報酬の対象とならないとの原則を明記したものである。

同条 III は、II を受けて、次のように定める。「免除を確認し、その方策を定める合意は、I、II の受益者と 311-6 条 1 項に定める組織の一つとの間で合意される。組織の一つが合意を拒否する場合、後者は、拒否の理由を明らかにしなければならない。合意に至ら

¹³ <http://www.copiefrance.fr/fr/copie-france/perception-de-la-remuneration>

ない場合、これらの者は、文化経済大臣によって定められる証拠書類で、製造に対する報酬の払い戻しを受ける権利を有する」。これは、IIの定めの実効性を確保するための規定である。すなわち、免除の合意の制度を設けることと、個別的な払い戻し措置を設けることによりその実行性を確保する。免除の合意は、業務目的での媒体の取得が私的複製に対する報酬の徴収対象とならないようにするための、相当程度の量の媒体を継続的に購入する者と集中管理団体との合意を想定した規定である。この免除の合意に依ることができない継続的に相当程度の量を購入する者以外の者も、個別的に支払った報酬の返還を受けることができる。

なお、著作物のうち、プログラムと電子形式のデータベースについては、私的複製の例外の対象となる著作物ではないから（122-5条1項2号但書）、私的複製に対する報酬の適用対象ではない。

3 委員会決定の有効性をめぐる紛争

フランスでは、私的複製に対する報酬制度をめぐって、委員会決定が次々に無効と判断される事態となった。何が起きているのか極めてわかりにくい、簡単にまとめると、委員会決定が、業務上の目的で取得された媒体に対しても私的複製に対する報酬を課金していたこと、および私的複製であっても、違法な複製元からの複製は著作権侵害と理解されているので、そのような複製は私的複製に対する報酬の適用対象とならないはずが、それに対する課金も含んでいたこと、が無効の理由である。

(1) 委員会決定7号の無効

国務院2008年7月11日判決（SIMAVELEC事件）¹⁴は、委員会決定7号を無効と判断した。

法は、適法な複製元からなされた私的複製によって、著作者に生じる損失を補償することを前提としている。しかし、同7号は、適法な複製元からの複製と違法な複製元からの複製を区別せず報酬を課す体裁となっていた。

国務院はまず、私的複製に対する報酬が、著作者の同意を得るべき独占権の例外であることを確認し、厳格に私的目的で適法に取得された複製元から行われる複製のみ許諾を不要とし、適法な利用から生じる収入の喪失を補償するものと判断した。そこで、国務院は、7号は、知的財産法典に違反すると判断した。

ただし、国務院は、判決から6か月の期限を設け、7号はその後に無効になると判断した。

(2) Padawan 判決

その後、ヨーロッパ司法裁判所において、フランスにおける以後の国務院判決をはじ

¹⁴ RIDA217号

め、EU 諸国に影響を与えることになる「Padawan 事件」判決（CJEU2010 年 10 月 21 日判決）¹⁵が下される。

本件は、媒体の流通に関わる業者である Padawan とスペインの集中管理団体との訴訟において提起された先決問題について判断したものである。本件では、情報社会指令 175 条 2 項(b)の公正な補償について、公正な補償の課金は、私的複製の例外となる複製のためと推定される装置等の使用と必然的に結びついていなければならないか、その結果として、公正な補償の課金は、装置等が私的複製の実行に向けられたと推定された場合に正当化されるのか（先決問題 3）、明らかに私的複製の目的以外の目的で装置等を取得した企業等にも区別なく適用することは公正な補償と合致するか（先決問題 4）、等が問題とされた。

これらの点に関し、裁判所は、装置等に関する私的複製に対する報酬の適用と、これら装置等が私的複製目的で使用されたこととの間に関係性が必要であり（判決 52 項）、自然人以外の者によって私的複製目的とは明らかに別の目的で、装置等が取得された場合にも同様に私的複製に対する報酬を適用することは、情報社会指令 5 条 2 項に合致しないし（判決 53 項）、反対に、装置等が自然人の私的目的に供されるならば、自然人が実際に私的複製を実行したことおよび保護される著作物の著作者に損害を与えたことを証する必要はない（判決 54 項）と判断した。結論として、装置等に関する公正な補償に向けられた報酬の適用と、私的複製目的でこれらの装置の使用が推定されることとの間に関係性が必要であり、特に、私的な使用者の用に供されない装置等に関して、明らかに私的使用の複製以外の使用専用の装置等に関して、私的複製に対する報酬を分け隔てなく適用することは、同指令に適合しない（判決 59 項）、と判断した。

(3)Padawan 判決以後の国務院判決

Padawan 判決は、以後の国務院判決に影響を与えた。国務院 2010 年 12 月 17 日判決（SFIB 事件）¹⁸は、委員会決定 8 号～10 号を無効と判断した。理由は、委員会決定 7 号を無効と判断した上記(1)の国務院判決と同じ理由のほか、Padawan 判決の影響と思われるが、委員会決定が業務上の複製か否かを区別せず課金の対象としていることも無効の理由とした。また、上述の国務院判決と異なり、無効の遡及効は請求の法的根拠を失わせるとして、訴訟の目的となる請求は支払いを求めることができないと判断した。

¹⁵ RIDA227 号

¹⁶

<http://curia.europa.eu/juris/celex.jsf?celex=62008CJ0467&lang1=en&type=TXT&ancre>
=

¹⁷ Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society

¹⁸ <http://www.senat.fr/rap/l11-192/l11-1923.html>

さらに、国務院 2011 年 6 月 17 日判決 (Canal+事件)¹⁹は、委員会決定 11 号をも無効と判断した。同 11 号は、これまでに無効と判断された委員会決定 7 号～10 号に置き換わる決定である。11 号は、報酬の算定から違法な複製元を除くことを目的として定められ、2009 年 1 月 1 日から施行されていた。ただし、補償金の額は従前と同じであった。その理由は、消費者の消費行動を観察すれば、違法な複製元からのコピーを除外することによりコピーが減少したとしても、媒体に行われる私的複製が増加することにより埋め合わせされるので、違法な複製元からのコピーを課金の対象から除外しても、負担する私的複製に対する報酬の減少をもたらさないとの判断による。しかし、国務院は、違法な複製元からの複製と適法な複製元からの複製を考慮した料金表になっていないことを、無効の理由の一つとした。加えて、フランス法上も、業務上使用される媒体は、課金の対象とされないが、委員会決定は、媒体の購入者を区別していなかった。

ところで、Padawan 判決では、私的使用者の用に供されるものではない媒体への課金が、情報社会指令に違反すると判断されたため、「Canal+事件」では、Padawan 判決における私的使用者の用に供されないという部分が、個人向けの販売でないということをも意味するかが問題とされた。国務院は、Padawan 判決で示された私的使用者の用に供されない媒体は、個人へ販売されない媒体というように拡大して解釈されるべきと判断し、決定 11 号は、特に業務上の目的で獲得された媒体への課金を免除する可能性を予定していないので、私的使用でない業務上の使用に向けた複製への報酬部分を含むことになり、私的複製以外の使用を除く要請に対応していないとの理由で、指令と知的財産法典に違反し、無効と判断した。

ただし、無効の効果は原則として遡及するが、国務院は、無効は遡及せず、決定の効果先延ばしし、本判決が文化通信大臣に通知された日から 6 か月後 (2011 年 12 月 22 日) に無効となると判断した。つまり、私的複製に対する報酬の執行を維持するため、立法者と委員会に修正の猶予を与えたのである。

(4) その他の委員会決定

委員会決定 11 号が無効と判断されたことにより、上記「Canal+事件」判決より前の委員会決定 12 号および 13 号も無効の疑いが濃厚となった。特に、同 13 号は、タブレット端末を私的複製に対する報酬の課金対象としたため、後述の「Apple 事件」の引き金となった。予想されたとおり、国務院 2014 年 6 月 25 日判決²⁰は、13 号を無効とした。無効の理由は、11 号と同様、私的複製に対する報酬を業務上の使用のみを目的とする媒体にも課していたことである。

¹⁹

<http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Decisions/Selection-des-decisions-faisant-l-objet-d-une-communication-particuliere/CE-17-juin-2011-Canal-distribution-et-autres>

²⁰ http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=4201

委員会決定 11 号は、2011 年 12 月 22 日に無効になる予定であったが、2011 年 12 月 20 日法は、同決定による課金が 2012 年 12 月 31 日まで、暫定的に維持されるという経過措置を設けた（6 条²¹）。委員会決定 15 号は、同 11 号の失効に間に合うように採択され、同決定に替わるものとして、2013 年 1 月 1 日から施行された。採択前の 2012 年 11 月 12 日には、委員会の委員のうち業界団体出身の代表者 6 名中 5 名が辞任するという業者の反乱があったが、その抵抗は無駄に終わった。

2014 年 11 月 19 日、国務院は、委員会決定 14 号と 15 号の有効性を認める判決を下した²²。

4 私的複製に対する報酬支払義務の免除の可否

国務院によって委員会決定 14 号、15 号が有効と判断されたことにより、将来的な私的複製に対する報酬の徴収については、決着がついた。

しかし、国務院判決によって無効とされた委員会決定に基づいて徴収された報酬や、同 11 号が無効と判断されてから、14 号、15 号が採択されるまでの過渡期に徴収された報酬の運命は、別途、問題とされる。

フランスでは、委員会決定を無効とする国務院判決にもかかわらず、著作者等が、知的財産法典に基づき私的複製の例外によって生じる損害に対する公正な補償ないし私的複製に対する報酬を受領する権利を否定することはなく、実際の課金は常に維持されている。

(1) 2011 年法の有効性について

ここで、状況をさらに複雑にしたのが、委員会決定 11 号による課金が、2012 年 12 月 31 日まで暫定的に維持されると規定する 2011 年 12 月 20 日法の経過措置（6 条）である。憲法院は、2013 年 1 月 15 日、経過規定である 6 条 2 項を違憲と判断した。

経過措置（6 条）は、次のように定める。

「1 項 知的財産法典 311-5 条に定める委員会の最も近い決定の発効まで、かつ、遅くとも本法の公布から 12 カ月の最終日まで、規定は私的複製に対する報酬に適用される。規定は、本法において知的財産法典 311-8 条によって修正された規定であり、上記委員会 2008 年 12 月 17 日の決定 11 号（2008 年 12 月 21 日付け公報）、2010 年 9 月 20 日の決定 12 号（2010 年 10 月 26 日付け公報）および 2011 年 1 月 21 日の決定 13 号（2011 年 1 月 28 日付け公報）の定めである。

2 項 特に業務上の目的で取得された媒体以外の媒体に課せられる、その使用条件が私的複製の目的での使用と推定できない、知的財産法典 311-5 条に定められた 2008 年 12 月 17 日委員会決定 11 号の適用により受領または要求される報酬であって、2011 年 6

²¹

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000025001493&categorieLien=id>

²² http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=4358

月 18 日前に提起された訴訟の目的物で、かつ、本法の公布の日において訴訟物によって過去の裁判の決定で理由なしとされたものは、国務院が 2011 年 6 月 17 日決定によって委員会の決定を無効にしたという理由により、またはこれらの報酬がこの無効によって法的根拠を失ったことという理由により報酬が異議を述べられた限りにおいて、有効となる。」

6 条 1 項は、国務院が委員会決定 11 号を無効と判断したことにより定められたもので、無効と宣言された同 11 号決定等の効果を 12 か月延長させることを目的とする。憲法院は、6 条 1 項の規定を有効と判断した（憲法院 2012 年 7 月 20 日判決 SIMAVELEC 事件²³）。同項は、十分な一般的利益の目的があり、かつ、範囲が厳格に定められているため、憲法適合性が認められた。

しかし、6 条 2 項については、憲法適合性が否定された（憲法院 2013 年 1 月 15 日判決²⁴）。本件は、SFR（Société française du radiotéléphone）が、委員会決定 11 号に基づく Copie France の請求に対し、6 条 2 項の憲法不適合性を理由として破毀院まで争い、破毀院が、憲法院に憲法適合性の判断を委ねた事件である（破毀院 2012 年 7 月 20 日判決²⁵）。

憲法院は、2011 年 12 月 20 日法 6 条 2 項について合憲性を問う先決問題を破毀院から付託され、2013 年 1 月 15 日、同条 2 項を違憲と判断した。同項は、裁判所により決定が無効とされたことによって、疑義が生じた私的複製に対する報酬を有効とする規定であり、これにより有効とされる報酬は、2011 年 6 月 18 日前に提起された訴訟の目的とされ、かつ、判決で理由なしとされたものである。憲法院は、当該規定について、立法者の目的が、国務院によって無効と宣言された射程にあるものを、係属中の裁判のために制限することにあり、同項は三権分立に反し、憲法に適合しないと判断した。

(2) 携帯電話端末をめぐる Nokia 等と Copie France の紛争

フランスでは、委員会決定が相次いで無効とされたことを受け、業者が私的複製に対する報酬の支払義務を問う訴訟が相次ぐことになる。

まず、Nokia が、携帯電話内蔵の記録媒体への課金について、国務院 2010 年 12 月 17 日判決による委員会決定の無効を援用して、決定 8 号と同 10 号に基づく私的複製に対する報酬の請求を撤回させようと、Copie France を相手方として債務の存在を争った事件がある。これに対し、Copie France は、反訴で、知的財産法典 311-1 条に基づき、Nokia が支払わない私的複製に対する報酬について、権利者の損失を賠償するよう求めた。

本件において、裁判所は、Nokia France に対し、携帯電話端末に適用される私的複製に対する報酬に関する委員会決定が国務院によって無効と判断されたにもかかわらず、

²³ RIDA235 号

²⁴ RIDA235 号

²⁵ Recueil Dalloz 1er nov. 2012 p2517

Copie France に私的複製に対する報酬相当額を支払うよう命じた(パリ大審裁判所 2012 年 5 月 15 日判決²⁶)。裁判所は、同日、Acer、Motorola、Sony に対しても同様に、支払いを命じた。

ただし、裁判所は、無効とされた委員会決定に基づいて私的複製に対する報酬の支払いを命じたわけではない。裁判所が拠り所としたのは、所有権の保障を定める民法典の規定である。民法典 545 条は、「何人も、公共の利益を理由とすることなく、かつ、正当な事前の補償なくして、その所有権を譲渡することを強制されてはならない」²⁷と定める。また、知的財産法典 331-1 条に定める私的複製に対する報酬は、EU 法と EU 判例によって認められた原則である。そこで、裁判所は、Nokia について無効となった委員会決定に基づいて支払った額の払い戻しを得ることができると判断しつつ、他方、Copie France は、委員会決定でなく、法に基づく私的複製に対する補償の支払いを要求することができると判断した。

その上で、裁判所は、2008 年に Nokia が負担する報酬額を決定した。金額は、無効とされた委員会決定 11 号を参照して決められた。裁判所は、Nokia に対し、2008 年の報酬額を約 400 万ユーロと評価し、支払いを命じた。

(3) タブレット端末を巡る Apple と Copie France の紛争

タブレット端末内蔵の記録媒体について、Apple は、Copie France に対し、私的複製に対する報酬の支払い義務があることを争い、委員会決定 13 号に基づく債務者でないことの確認を求め、パリ大審裁判所に訴えを提起した。

裁判所は、仮払金として、2011 年に販売した iPad について約 500 万ユーロを支払うよう命じた(パリ大審裁判所 2013 年 5 月 30 日判決²⁸)。裁判所は、委員会決定 13 号の有効性に疑義があることを認めながらも、同 13 号は、知的財産法典の適用にすぎず、同号が無効になったとしても、その上位にある知的財産法典が定める私的複製に対する報酬の有効性には影響しないと判断した。

その後も、裁判所は、Apple に対し、委員会決定 15 号に基づき、2013 年 1 月 1 日からフランスにおいて販売した iPad について Apple が負担する私的複製のための報酬として、約 1820 万ユーロを供託するよう命じた(パリ大審裁判所 2014 年 6 月 16 日急速審理命令)²⁹。

(4) 業務目的で取得された媒体をめぐる Carrefour らと Copie France の紛争

²⁶ RIDA235 号

http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=3438

²⁷ Nul ne peut être contraint de céder sa propriété, si ce n'est pour cause d'utilité publique, et moyennant une juste et préalable indemnité.

²⁸ http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=3753

²⁹ http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=4189

さらに、Carrefour (スーパーマーケット) は、Copie France に対し、2006 年から 2011 年の間の私的複製に対する報酬として支払った金員のうち、100 万ユーロを返還するよう求めた。裁判所は、Copie France に対し、私的複製に対する報酬として Carrefour が支払った金員の一部について返還を命じた (パリ大審裁判所 2015 年 5 月 22 日判決³⁰)。同日、Auchan と Copie France 間、Carrefour Import と Copie France 間における同種の事件においても、返還を命じる判決が下されている。

上述のとおり、委員会決定 11 号と同 13 号は、私的複製に対する報酬の徴収を定めるにあたって、私的複製目的と業務目的の複製を区別することなく課金しているという理由で、国務院により無効と判断された。

裁判所は、2006 年から 2008 年の間の MP3 と MP4 (映像を見られる媒体を指す) の携帯型音楽再生機器の売買については同決定 6 号と 7 号が、2009 年から 2011 年の間の売買については同決定 11 号と 13 号がそれぞれ適用されるとの前提で、まず、国務院により委員会決定が無効とされても、その無効は権利者から正当な補償を奪うものではないと判断した。

次に、私的複製に対する報酬の具体的金額について、裁判所が額を決定する権限があるとの前提で、業務上取得された媒体の分の算定根拠を当事者いずれも持ち合わせていないので、裁判所が、これを 20 万ユーロと決定し、その返還を命じた。ただし、20 万ユーロの算定根拠は不明である。裁判所が返還を認めた部分は、業務上取得された媒体に相当する部分であって、その他の私的複製に対する報酬については、維持されている。

委員会決定が無効とされた場合であっても、これは単に実務的な手順を定めたに過ぎないとの前提で、権利者の報酬に対する権利を奪うものではないと判断した点に、これら一連の判決の意義がある。

5 総括

裁判例においても言及されているとおり、フランスでは、私的複製に対する報酬ないし公正な補償の根拠を遡れば、所有権の保障を定める民法典545条に求められる。同条によれば、所有権の譲渡を強いられるとすれば、それは公共の利益のために、事前の正当な補償がなされた上でなければならない。さらに本規定の根拠をさらに遡れば、1789年のフランス人権宣言における所有権の保障にたどり着く。人権宣言17条³¹は、「所有権は、神聖かつ不可侵の権利であるから、何人も適法に確認された公の必要性が明白らかにこれを要求する場合であり、かつ事前の正当な補償の条件の下でなければ、これを奪われぬ」と定める。当時、シャプリエ (Chapelier) ³²は、「すべての所有権で最も神聖で、最も正当で、最

³⁰ http://www.legalis.net/spip.php?page=jurisprudence-decision&id_article=4622

³¹ La propriété étant un droit inviolable et sacré, nul ne peut en être privé, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indemnité.

³² 演劇の著作物の作者の上演権に関する 1791 年 1 月 13-19 日法の立法者

も非のうちどころがなく、このように言い得るなら最も個人的なものは、作家の思想の成果たる作品である」との言葉で、著作権もまた保障されるべき所有権の一つであることを明らかにした。

著作権のこのような源流からすれば、アナログであろうとデジタルであろうと、記録媒体が一般人へ普及し、家庭内であっても従前の著作権の複製行為とは一線を画するような大量の複製が行われることになれば、所有権である著作権がその分他人に自由に利用され、処分された状態になるため、正当な補償が求められるという私的複製に対する報酬制度の発想に至るのは、フランス人権宣言の流れからすれば、当然のことであったように思われる。

フランスでは、委員会決定が無効とされたとしても、法に定められた報酬請求権、さらにいえば、天賦人権としての所有権の公正な補償の性質を有する報酬請求権自体に疑義が生じることがなかったのは、上記のような発想が根本にあるからではないかと考えられる。仮に、私的複製に対する報酬制度をなくしてしまうという選択をすれば、原則に戻って個別に著作権者の許諾を得る必要が生じることになる。しかし、そうすると逆にコスト高となり、市場の失敗の状況を生じさせることになる。したがって、私的複製に対する報酬制度に代わる他の有効な手段が存在しないのであれば、この制度を存続させるほかない。

実際、私的複製に対する報酬制度については、著作権思想と整合しないという意見もある。たとえば、保護される著作物を実際に複製するかどうかわからない段階で媒体に課金してしまう点、複製されたかどうか判らない著作物の著作権者または権利者団体に報酬が支払われる点、報酬の一部が文化振興活動にも費消される点などは、著作権本来の姿とはかけ離れている。しかし、それでもなお、存続が認められている理由には、自然権に立脚して必要な補償をすべきという思想的背景があるからではないかと思われる。

翻って、我が国の私的録音録画補償金制度は、知財高裁平成23年12月22日判決(判時2145号75頁)を契機として、有名無実となってしまった。我が国にも上記のような確固とした思想的背景があれば、判決後、制度の見直しを図る方向に舵を切っていたのではないだろうか。報酬請求権(30条2項)が否定されたわけではない以上、何らかの対処の必要がありそうである。

フランスにおける私的複製に対する報酬制度は、現在のところ、落ち着きを取り戻している。しかし、使用者が行うかどうか判らない複製を行うものとみなして支払をさせることになるという意味において、制度的に最良の方法ではないと評価されている³³。たしかに、私的録音録画補償金制度は、媒体の購入者が私的複製に使用しているであろうとの想定と、そのために権利者はこの程度の報酬ないし補償を受け取るのが相当であろうとの想定に基づき、いわばフィクションの上に立脚した制度である。来る将来、徹底したデジタル化が進めば利用者ごと・著作物ごとの個別の課金も可能となるかもしれないし、また私的複製とも調和する技術的保護手段の適用も可能となるかもしれない。そういう意味で、私的録

³³ André Lucas « Traité de la propriété littéraire et artistique » 4^e édition, LexisNexis

音録画補償金制度は、技術的過渡期の制度のようにも思われる。

私的複製によって著作者に生じる損失を補償できるよりよい手段がほかにあれば、その方が望ましい。現段階では、他にそれ以上の方策はないという意味で、やむを得ない制度として存在意義が認められるのではないかと思われる。

以上